

令和5年第2回定例会議

教育委員会会議録

令和5年3月1日

羽島郡二町教育委員会

令和5年第2回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和5年3月1日（水曜日）午前1時26分から午後2時28分まで

○場 所 岐南町役場 会議室4-1

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

○議題

△日程第3 議案第4号 令和5年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

△日程第4 議案第5号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

△日程第5 議案第6号 羽島郡町立小・中学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部を改正する規則について

○協議題

- △日程第6
- (1) 退職校長への感謝状の贈呈について
 - (2) 令和4年教育委員会事業報告について
 - (3) 令和5年教育委員会事業計画（案）について
 - (4) 令和5年度教職員の服務宣誓式（案）について
 - (5) 令和5年度年間行事計画（予定）について
 - (6) 次回（第3回）教育委員会定例会の開催について
 - (7) その他
 - ・令和5年度教職員定期人事異動の方針と重点について
 - ・令和5年度岐阜県市町村教育委員会連合会事業計画（案）について
 - ・令和5年度中学校部活動について

○出席者

教育長	野原弘康
教育委員（教育長職務代理者）	西雅代
教育委員	岩井弘榮
教育委員	久納万里子
教育委員	羽田野正史

○説明のために出席した者
総務課長

石川 恵

学校教育課長
社会教育課長

五 藤 政 志
堀 内 潤 一

1 本日の書記

総務課長

石 川 恵

【午後1時26分 開会】

△開会

教育長挨拶

◎教育長 本日は、ありがとうございます。令和5年2回目ということですが、今年度は最後ということですのでよろしくお願いいたします。

それでは、只今より令和5年第2回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。

△会期の決定について

◎教育長 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。
異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 では、日程第1 前回の会議録について、総務課長より報告をさせていただきます。

◎総務課長 前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。

令和5年第1回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和5年2月10日（金）午後1時30分より岐南町中央公民館 講義室で開催されました。

その会議の概要をご報告いたします。

議題としまして、議案第1号 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算（案）につきましては、総務課長が議案書に基づき、歳入歳出総額2億5千858万3千円の予算規模の歳入の各町の分担金、負担金の算出内訳と歳出の主要事務事業等についての説明を行い、委員からご意見をいただきました。

財政的に両町が厳しい状況にある中、予算が増額されたことに対し査定時の状況等の質問がありましたので、支援員の増員の理由等について詳しく話して理解を得られたこと、また部活動指導員の現在の確保状況のご説明等もさせていただき、承認していただきました。

議案第2号 令和4年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」（12月末評価）につきましては、学校教育課長より、今年度の方針と重点の確認と各学校から出された評価をまとめた資料であること、評価紙の見方等について説明をさせていた

できました。

引き続き、議案第3号 令和4年度羽島郡二町教育委員会点検評価の報告について資料に基づき、学校教育課長から目標1・2・4について、社会教育課長から目標3について、総務課長から目標5について、各項目に対する評価に対する評価委員さんの意見を中心に説明をさせていただきました。目標ごとに質問やご意見をいただいた後、午後の運営協議会に提出させていただき、承認をしていただきました。

続いて協議題としまして、(1) 笠松中央公民館のコミュニティセンターへの移行については、社会教育課長が、別綴じ資料「笠松中央公民館」の今後の運営体制についてに基づき、これまでの経緯や設置目的や名称、移行後の管理運営及び職員等について説明を行い、委員さんからも笠松町役場担当課との話の中で意見されたことについてお伺いしました。10月からの移行に向けて、設置条例等が笠松町3月議会に上程予定であることを報告させていただきました。

(2) 次回(令和5年第2回)教育委員会定例会の開催については、総務課長より、当初計画していた3月3日が笠松町議会の開会日と重なるため、3月1日(水)13時30分から変更させていただくことを連絡済みであること、岐南町役場4-1会議室で開催させていただくことを確認させていただきました。

(3) その他としまして、第3回教育委員会定例会について、総務課長が今年も週末と重なる関係で、服務宣誓式が4月4日(火)午前引き続き開催すること、場所は笠松中央公民館3-2会議室を予定していることを説明させていただきました。

また、教育委員県外視察会計報告については別綴じ資料を配布させていただき、返金もさせていただきました。協議題については、前回お時間が少ないなかでご説明をいたしましたこと、大変申し訳ありませんでした。

以上が、令和5年第1回教育委員会定例会議の報告でございます。

◎教育長

はい、ありがとうございます。

では、以上の会議録につきましてはなにかご意見等よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長

では、原案通り承認していただいたということで、またホームページの方に掲載させていただきます。よろしく願いいたします。

【前回の会議録については承認】

△日程第2

教育長の報告

◎教育長

続いて日程第2私の方の報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

今回は報告というよりは、情報提供ということで申し訳ございませんが、来年度の方角については、前回お話しさせていただいたことを膨らませている段階ですので、また4月にきちんとお話しさせていただこうと思っております。

情報提供ですが、まず文部科学大臣がマスクの件で卒業式について発言されたことで、その一言が現場を複雑な思いにさせるということ、立場のある人の言葉は重いということをあらためて思いました。県の方から方針と言いますか、考え方を出してい

ただきましたのが別添のものになります。基本的な考え方として、児童生徒、職員について、マスクは外して良いとしています。来賓・保護者については、基本的にはマスクを着用するという方向でということです。ただ、基本的ということなので、たとえば合唱や呼びかけをしたり、多人数で声を出すような活動についてはその場でマスクをしましょう、状況に応じて臨機応変に対応しながら進めていこうというところがございます。ただし、様々な事情が家庭を含めてありますので、絶対外しなさい、絶対つけなさいというような着脱を強要することはないように、教職員としても学校としても配慮していくということで、これが学校を通じて保護者の方に伝わっていますのでご承知おきください。

続いて3頁です。今年大きな改革といいますか変更がたくさんありまして、県教委の方も組織が変わって、今回義務教育課というのが新設されました。今までは教職員課として小中学校と高校とがひとまとまりでした。あるいは学校支援課といって、生徒指導も含めた指導内容について特に支援をする課もあったのですが、それぞれが義務教育の中で教科支援、人事の給与・免許ということも行われるということで、組織の変化があります。この組織の改正に伴って空白ができてはいけなくて、事務所の方も念入りにチェックをしながら進めているところです。

義務教育課ができることで、義務教育全体の横のつながりは強くなるだろうけれど、義務教育を離れた高校とのつながりがどうなるのかというところが意識していかなければいけないところだと考えています。このように組織改編がなされますのでご承知おきください。

続いて、羽島郡二町の方針と重点を検討していくわけですが、その前に県の方針と重点もあります。特に、ここに載せさせていただいたのは、学校地域連携係の方針というところでわかりやすくまとめてあったので、この他に学校教育係というのがありますが、どちらかというところと授業とか指導内容になりまして、特に学校づくり、地域づくり、家庭づくりという点で言いますと、生徒指導、あるいは社会教育というものが二つの柱になってくると思っています。特にその中の魅力ある学校づくりというところでは、やはり大きく「common」と言いますが、全員が対象だと思っていて、授業をきちんと行い、その中で子どもの意思や自己決定を大事にしながら、最終的には自分の学校に誇りを持てる子どもを育てていきたいと思っています。そのベースとなるのが安心感や絆づくりというところで認めること、感謝すること、あるいは、時には議論すること、そうした中で自分達の学校づくりというのが子ども自身の想いを反映させられるような学校づくりをしていくことが大事だと思っています。

表の右側の部分は「support」の部分で、児童生徒の理解の深化という部分、いじめ問題もそうですが、右側の不登校児童生徒の学習支援もそうです。「support」の部分と開かれた生徒指導の推進というところで、特に地域との連携はありますが、連携の中には私は「challenge」という個性の伸長とか自分の能力を引き伸ばすという部分と家庭支援が含まれてくると思います。その子だけではなくて地域の中の家庭を、隣近所の人間関係を作るところまでは難しいかもしれませんが、民生児童委員さんの力を借りたり、自治会長さんの情報提供等も含めながらサポートしていくことが大事だと思っています。

社会教育については、家庭の教育力の向上ということで、例えばPTA活動にして

も、保護者の学びというのは、ただ活動をすればいいというものではなく、そこで学んでもらって各家庭へ帰っていただけるような仕組みを作らないといけないと思っています。保護者自身が子どもとのかかわりの中で愛情をきちんと伝えられる、そして子どもが愛情をきちんと受けられる、そういう関係づくりが第一に必要なのではないかと考えています。

地域の教育力の向上というところでは、学校運営協議会についてですが、これもマンネリ化しているところがありますので、メスを入れていかないといけないと思っていますし、どこにメスを入れるか、学校長の方針を承認するという点では、方針の中にやはり校長として地域の願いをきちんと捉えて、それを踏まえた方針でないといけないと思いますし、迫り方は違うかもしれないけれど、同じ目標に向かって歩いていくというスタンスが大事だと思います。地域の教育力、地域学校協働活動もずいぶん成果を上げてきています。これについては、羽島郡は結構進んでいると思います。県での紹介もありました。ぜひ、子ども達の姿、意識にしていけたらいいと考えています。

あとは、心の部分ということで読書活動とか芸術部会や文芸・芸術活動の充実とありますが、これだけではなくて、やはり日頃の「ありがとう」という言葉や地域の声かけなども含めて、こういったものを基にしながら、羽島郡の仕組みを見つめ、創りあげていきたいと思っています。

続いて5頁です。警察等との連携ということで、県の方も学校を非常に支えていただいている、リーフレット等も出ておりますので一部ご紹介をします。例えば虐待事案として、子どもの腕に痣があったことに気づいた場合、学校として何をしなければいけないかという、基本的には通告ですね。虐待を疑って通告をする義務があります。通告をしたら、「どうしてそんなことをするのか、うちはそんなことはしていない」という保護者も出てくる可能性がありますので、前もって、こういった1～4のようなことがあった場合通告義務があるということを、前もって保護者の方にすぐ一層等でお伝えをする。

————— 個人情報を含む記述のため、一部省略 —————

また、「どうしてこういうことを警察で言うのか」と怒る親さんもみえるかもしれませんが、今の警察というのは、逮捕するというより相談をする機関として児童生徒の健全育成を目指した動きをしてくださるので、様々な事案がありますが、やはり法に触れるようなことがあった場合には警察の方へ連絡をして相談に乗っていただく、例えば ————— 個人情報を含む記述のため、一部省略 ————— の件についても、警察の方に来ていただいてお話を聞いたりしました。そうしたことで、子ども達のこれからの生活で正しい判断ができるようにという動きを作っています。あらかじめこういう文書が保護者に渡っているということでご承知おきいただきたいと思っています。

今日は情報提供ということで、これだけのことをお話しさせていただきました。

何かお気づきの点、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

◎岩井委員

これは渡っているのですか？全保護者に。

◎教育長

はい、渡っています。

◎学校教育課長

今年の3月末、もしくは4月にももう一度送られてきますので、また、4月初めに

全家庭に配布する予定です。

◎岩井委員 県教委の名前で出ているのですか？

◎学校教育課長 そうです。

◎教育長 本来ならそんなことはしなくてもという思いはありますが、細かい線引きがどんどんなされていくような気がしてなりません。法律にしても私はそう思っています。法律を作って、一般常識で考えたら当然なことも法の壁を作ってしまっていて。ただ、今こういう状況になっているということを、教育委員さんの方々にはお知らせしておいた方がいいと思いました。

ただ、警察とか子相との連携については、きちんとできたらと思っています。羽島郡にはスクールロイヤーという相談窓口もあって非常にありがたいのですが、今回議会の質問にもあがっています。

いろいろお話しましたが、こまごまとしたことがそれぞれの学校で起きている中で、初期対応を間違えると、面倒なことも起こりますが、助けていただいているのが現状です。他、よろしいですか。

【他に意見なし】

◎教育長 では、報告の方は、以上で終わらせていただきます。

【教育長の報告を承認】

○議題

△日程第3 議案第4号 令和5年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

◎教育長 それでは議題に入ります。議案第4号 令和5年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について総務課長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎総務課長 では、議題の説明に入らせていただきます。まず、議案第4号令和5年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名についてです。3頁をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとあります。今年度職務代理者を務めておられます西 雅代委員の職務代理者としての任期が、令和5年3月31日に任期満了を迎えることに伴いまして、新たな職務代理者の指名について、ご協議をよろしくお願いいたします。

これまでの経緯をご説明しますと、岐南町・笠松町の教育委員さんに交互にお務めいただいております。令和5年度は笠松町の委員さんをお願いするというところでよろしいでしょうか？

◎岩井委員 今度は久納委員さんですね。

◎総務課長 令和3年度は笠松町の岩井委員さんに職務代理を務めていただいております。では、令和5年度は久納委員さんということよろしいでしょうか。

◎久納委員 はい、わかりました。

◎教育長 よろしく申し上げます。

◎総務課長 ありがとうございます。なお、任期については、令和5年4月1日から令和6年

3月31日までとなります。

◎総務課長 皆様よろしいですか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。

◎総務課長 では、4月になりましたら、各事務所・教育委員会等にご案内の通知を出させていただきますので、ご承知おきください。

△日程第4 議案第5号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

△日程第5 議案第6号 羽島郡町立小・中学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部を改正する規則について

◎教育長 では、議案第5号羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてと、議案第6号羽島郡町立小・中学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部を改正する規則については、総務課長より続けて説明をお願いします。

◎総務課長 はい、お願いします。4頁をご覧ください。規則の一部を改正することについて、簡単にご説明いたします。

まず、議案第5号ですが、関係する法律の施行、規則の一部改正に伴い、羽島郡町立小・中学校管理規則の一部について、所要の改正を行うものです。「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」施行に伴い、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により、「学校教育法施行規則」に「研修主事」に関する第45条の2が加えられました。グローバル化や情報化の進展に伴い、教育を巡る状況も刻々と変化をする中で、教師自身も高度な専門職として一人一人の個性に即した『個別最適な学び』や『協働的な学び』の機会を提供・確保したりする重要性から「研修主事」を新たに置くことができることとなりました。

羽島郡二町教育委員会においても、教員の資質向上に当たっては多様な教職員同士の関わり合いを軸に、学校組織全体として主体的且つ自律的な研修を推進する体制や教員等が学びに向き合うことができる研修環境を整える重要性は極めて高いと考え、校務分掌上に研修に関する中核的な役割を担う研修主事を郡内各学校に位置づけをすることに至り、「羽島郡町立小・中学校管理規則」第15条の教務主任等の規定に「研修主事」を加える一部改正を行うものです。関係する様式についても併せて一部改正を行いますが、様式については今回の資料には綴じてありませんので、ご了承ください。なお、この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

続きまして、11頁をご覧ください。議案第6号羽島郡町立小・中学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部を改正する規則についてです。この改正につきましては、現在実施している事業内容と例規の文言の整合性を図るため、内容の整理及び文言の修正を行うものです。13頁に新旧対照表がございますが、羽島郡町立小・中学校管理規則については平成26年に全部改正が行われているため、規則第1条中「(平成12年羽島郡四町教育委員会規則第3号)第22条」を「(平成26年郡二町教育委員会規則第4号)第28条」と修正します。これについては平成26年に修正されるべきでしたが、今回議案第6号の一部改正に伴う確認作業で、改正されていなかった為に条ずれがあることが確認されました為、今回併せて、修正することといたしました。申し訳ござ

いませんでした。よろしく申し上げます。なお、この規則は、令和5年3月1日から施行しようとするものです。以上です。

◎教育長 第5号については、ご質問があればお受けいたしますが、五藤課長さん、補足説明をお願いします。

◎学校教育課長 はい。来年度より各学校に研修主事を置けることになりました。この制度のひとつ大きい理由として、教員免許の更新制がなくなり、各自自分にあった研修を受けるというもの変わったことがあります。それも含めて、学校に研修主事をきちんと置いて、研修について推進を図るということになりました。

◎教育長 学校の研修計画も含めてということですか？

◎学校教育課長 研修計画につきましては、なかなか難しいところがありまして、研修主事が請け負う部分もありますし、研修には研究主任や教務主任が関わらなければいけない部分もありますので、それについては各学校によって分担等行いながら研修主事をできる限り活用していくという方向になります。

◎総務課長 その他にも、変更されている名称については、間違っていた部分についてすべて正しい言葉に修正しております。

◎教育長 大きくは研修主事の位置づけということでございます。
では、第5号についてはよろしかったですか？

【異議なし】

◎教育長 はい、ありがとうございます。第6号については申し訳ありませんございません。四町教育委員会ははずいぶん以前にかわっておりますので、二町ということで修正させていただきます。よろしく申し上げます。

- 協議題
- (1) 退職校長への感謝状の贈呈について
 - (2) 令和4年教育委員会事業報告について
 - (3) 令和5年教育委員会事業計画（案）について
 - (4) 令和5年度教職員の服務宣誓式（案）について
 - (5) 令和5年度年間行事計画（予定）について
 - (6) 次回（第3回）教育委員会定例会の開催について
 - (7) その他

◎教育長 続いて協議題の方に移らせていただきます。

協議題（1）退職校長への感謝状の贈呈について、総務課長、お願いします。

◎総務課長 はい。それでは14頁をご覧ください。今年度末でご退職される校長先生に感謝状を贈呈させていただくことについてお諮りします。令和5年3月31日をもって定年となられる校長先生は郡内に3名おみえになります。北小学校の川松校長先生、笠松小学校の樋口校長先生、岐南中学校の川島校長先生です。例年、県での辞令を受けられたのち、その日の午後に教育長室でさせていただいているようですが、今回は人数も多いため会議室2-1で行う予定をしております。お知らせとなりますのでご承知おきいただきたいと思います。

◎教育長 また、異動等については、この定例会が終わった後で、調印式の中でご説明を申し上

げます。感謝状については、31日に行うということによろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。では、続いて(2)令和4年教育委員会事業報告についてと(3)令和5年教育委員会事業計画(案)について、一緒をお願いします。

◎総務課長 はい。ではまず、令和4年教育委員会事業について報告します。16頁をご覧ください。教育委員会の事業として、先月の定例会で点検評価の報告の中にもありました令和4年2月15日から令和4年12月20日までの間に10回の定例会を開催しました。また運営協議会については、昨年度の2回目として2月に行い、新年度予算と点検評価の報告を併せて協議していただき、10月21日には、令和3年度の決算の報告及び新規事業のスクールロイヤー配置事業について、及び現状等のご報告をさせていただきました。4月には服務宣誓式、校長との懇談会にも出席いただき、5月には二町の総合教育会議ということで、令和4年度羽島郡二町教育委員会教育指針「方針と重点」についてのご説明と意見交換を行いました。

また、学校訪問については6月に笠松小、9月に北小で実施し、学校を会場として会議を行い、11月には海津市で開催された岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会にも参加していただくことができました。長期休暇を実施した立志塾事業については、10月の高山市内日帰り研修に同行していただくだけでなく、他の研修日にも可能な限り参加していただき、ご助言をいただきました。ただ、当初、秋に予定しておりました教育委員の県外視察研修については、令和5年1月に実施いたしましたので、令和4年の報告には含んでおりません。令和4年の事業報告についての大まかな説明は以上です。様々な事業にご尽力いただきまして、ありがとうございました。

次の頁は令和5年についての計画表ですが、1月から4月までの実施済事業、及び、決定事項と教育委員会連合会研究総会の日程等のみが記載してあります。他の事業が増える可能性もありますが、その都度ご相談させていただくことになると思います。こちらは、計画(案)ということでご理解ください。よろしくをお願いします。

◎教育長 はい。まず報告についてはよろしかったですか？

【特に意見なし】

◎教育長 はい、今年度、いろいろとご協力いただき、ご指導いただきましてありがとうございました。計画案については、県の方からも来ておりますので、併せてご覧ください。

◎教育長 はい。では続いて、(4)令和5年度教職員の服務宣誓式(案)について、学校教育課長、お願いします。

◎学校教育課長 はい。協議題(4)令和5年度教職員の服務宣誓式(案)についてお知らせいたします。18頁をご覧ください。令和5年度は、4月1日2日が土日ということでお休みになりますので、3日が実質的な学校のスタートになります。そこで4月4日火曜日に笠松中央公民館3階大ホールにおいて、9時半から10時半の時間帯で服務宣誓式を行います。式次第については、そこに載せているとおりであります。この後に定例会を予定しています。

◎教育長 ご案内については？

- ◎学校教育課長 はい。また改めて出させていただきます。
- ◎教育長 4月4日、この時間で宣誓式を行いますので、よろしくお願いします。
では続いて、(5) 令和5年度年間行事計画(予定)について、学校教育課長、お願いします。
- ◎学校教育課長 はい。19頁、20頁に来年度の年間行事計画がありますのでご覧ください。
たいへん小さい字で申し訳ありません。ここに書いてあるのが、2月15日現在のものです。今も県の行事が変更になったり事務所の行事が入ってきたりしていますので、今後も変更がある可能性があります。4月4日の定例会時にはきちんとしたものが出せるのではないかと考えております。
- ◎教育長 今のところの予定であるということですね。事務所から送られてくる計画が変わったため、笠松小の発表と東小の発表が重なってしまい、又調整し直さなければならなくなったりしています。様々な案があって、また変更もありますので、よろしくお願いします。見にくくて申し訳ありません。工夫して、できる限り文字を大きくさせていただきます。よろしくお願いします。
はい。では続いて(6) 次回(第3回)教育委員会定例会の開催について、総務課長お願いします。
- ◎総務課長 はい、では21頁をご覧ください。次回(令和5年第3回)教育委員会定例会議は、令和5年度の服務宣誓式後に行いますので、令和5年4月4日(火)の午前に開催することを、前回の定例会でお伝えしてありました。先程服務宣誓式の日程をご説明しましたが、定例会は引き続き行います。会場は笠松中央公民館の3階の会議室3-2となります。また、会議に引き続き、校長先生方との懇談会も予定しております。
定例会のご案内については本日お渡しいたしますので、よろしくお願いします。
服務宣誓式が10時30分までとなっておりますが、今年度の4月も早く終わったため引き続き行ったという記憶があります。笠松中央公民館の3階の3-2の会議室を取っておりますので会場はそちらとなります。また、校長先生との懇談会もこれまで同様予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
議題につきましては、当日までに変わる場合もございますのでご了承ください。
- ◎教育長 はい。よろしくお願いします。
ではその他、令和5年度教職員定期人事異動の方針と重点についてです。
五藤課長、お願いします。
- ◎学校教育課長 はい。22頁をご覧ください。令和5年度教職員定期人事異動の方針と重点です。
前回、案ということでお知らせいたしました。このように方針と重点が決定しました。下線が引いてあるところが変わったところで、前回の説明したことと同様ですので、ご確認をお願い致します。
- ◎教育長 下線の部分ですね。55歳の年齢と、10年以上というところ。それから6の(2)ですね。義務教育学校が増えつつありますので。
- ◎岩井委員 県内の動きはどういう感じなのですか？
- ◎教育長 北方町は二分して、来年からですね。あとは本巢にひとつあります。根尾学園です。割と小規模です。羽島市では桑原があって、岐阜近辺でいうと附属小中学校もあります。小中の連携校と言いますか、例えば長良西小学校と長良中の長良学園のように。
小中の連携はやはり大事にしていかなければなりません。それぞれの町の実情もある

と思いますし、この羽島郡で見た時に、中学校が二つあるというのはすごく大きな意味があります。北方町のように中学校ひとつしかありませんと、7年経ったらそこにしか行けないわけです。それぞれいろいろな事情があり、その考え方で進められていきます。岐南町、笠松町を義務教育学校化すべきかどうかということについては、また今後検討していく必要があるのかなとは思いますが、人口の規模であるとか土地の問題もあると思いますし、長所もあればやはり短所もありますので、課題もあります。そこも含めてですね。義務教育学校へ行くと小学校1年生に入学して、中学校卒業年までの成長がみえてきますので、今ここでできることは、義務教育学校への教師の派遣ですね。先生方を派遣してそこで学んだことを持ち帰っていただく中で、ということは考えております。すべてが義務教育学校になっていくのかはわかりませんが、今は小さな規模のところで行われているということです。

では、続いて令和5年度岐阜県市町村教育委員会連合会事業計画（案）についてお願いします。

◎総務課長 続きますので23頁をご覧ください。市町村教育委員会連合会より令和5年度の県連合会関係行事予定「事業計画最新案」の配布依頼がございましたので本日お渡しさせていただきます。現段階で、令和5年度の研究総会は11月10日金曜日に可児市での開催が予定されております。正式には5月開催の令和5年度の役員会・総会で決定されるということです。よろしく願いいたします。

◎教育長 では、最後に令和5年度中学校部活動について、堀内課長お願いします。

◎社会教育課長 はい。では、口頭の説明になりますが、現時点での令和5年度の中学校の部活動についてお伝えいたします。

これまでも申してきましたように、来年度の休日の部活動の指導は、地域の指導者及び希望する教員が兼職兼業の許可を得て指導するということに変更していきます。

そこで、2月に現在の地域の指導者、部活動指導員や外部指導者の岐南中学校19名、笠松中学校23名、合わせて42名の方々に、来年度の部活動について説明会を開きました。そうしましたところ、多くの方が5年度も引き続き指導していただけるという見込みです。中にはお辞めになられる方もいらっしゃいますが、多くの方が引き続き指導していただけますし、新しい方も、わずかですが何人かみえます。さらに兼職兼業の許可を得て指導することを希望している教員も調査をしました。郡内の教職員で21名が希望しているということで、予想していたよりも多いです。あとひと月になり、地域の方の希望が3月6日に出そろってきますので、それを受けて今後部ごとに最終調整といいますか、ひとつひとつ調整していきたいということがひとつあります。それと同時に、保護者の皆さんや在校生の皆さんにも、来年度このように変更していくということを周知していく予定です。今、動画を作成中ですので、動画も含めて周知していきたいと思っております。

そして来年度4月4日、サービスの宣誓式の時に、転入職員向けの説明会がありますので、その場でも社会教育課から部活動について説明し、転入職員についても希望調査をしたいと考えております。なんとか、見通しが持ってきているという状況です。

◎教育長 兼業をすることなのですが、あくまでも来年度は休日の学校部活ということです。

3年間かけて地域クラブへ移行していくのですが、そこにまた大きな課題が出てくるのかなあと思います。一番被害を被ってはいけないのは子ども達なので、子ども達

の力を伸ばしていく、そして部活動をしてきて良かったと思えるような活動にしていかなければならないので、多くの問題が出てくるだろうということを覚悟しながら、そこから得られるものを次に活かしていけるように進めていきたいと思っています。現状を報告させていただきました。

全ての議題、協議題は終わりましたが、今年度最後ですので委員さんお一人お一人からご意見をいただけたらと思います。

私からお話しさせていただきますが、この定例会では、教育委員会から議題を出させていただくことが多いのですが、教育委員さんの方々の思いやご意見を聞きながら進めていくことが大事だなあと改めて思っておりまして、来年は、議論すべき話題を委員さんから提供していただく場を設けていきたいと考えています。

では、これを持ちまして令和5年第2回定例会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【午後2時28分 閉会】